

都農町ふるさと納税第三者検証委員会 検証報告書

令和4年（2022年）3月

都農町ふるさと納税第三者検証委員会

※ 本報告書においては、他の情報と組み合わせることにより容易に個人を特定できる情報や、本町が名誉棄損、信用棄損、プライバシー権侵害等に係る責任を負う可能性がある箇所は、置き換えていることをご了承ください。

なお、事実認定については、関係者と検証委員会との間において、一部認識の相違があることを申し添えます。

目 次

第1章 本検証の概要	
1 はじめに	1
2 本検証の目的	1
3 本検証の方法	1
4 備考	2
第2章 事例の概要	
1 ふるさと納税制度の概要	4
2 都農町におけるふるさと納税の運用等	6
3 関係機関の組織体制等	8
4 都農町及び事業者Aによる管理状況	11
5 本件の主な経過	14
6 指定取消後の都農町の対応	23
第3章 指定取消に至った原因, 問題点	
1 はじめに	24
2 主な原因（3割基準に抵触しないとの判断および代替品・同等品の発送をする に至った判断について）	24
3 その他の課題・問題点	27
4 総括	31
（委員の個別補足意見）	
第4章 提言（改善策）	34

第1章 本検証の概要

1 はじめに

都農町ふるさと納税第三者検証委員会（以下「本委員会」という。）は、令和4年1月18日付で都農町が地方税法第37条の2第6項及び第314条の7第6項に基づき、ふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消しを受け（以下「本件指定取消」という。）、同条第4項により、取消しの日から起算して2年を経過しない都道府県等は指定を受けることができなくなるに至ったことが全国的に大きく報道されたことをきっかけに設置された。

2 本検証の目的

本検証は、本件指定取消に至った経過・原因の分析等を通じて、都農町におけるふるさと納税制度の運用の検討や職員等の関係者の行政上の責任の有無に関する意見や再発防止策の提言を行うことを目的とするものである。

本報告は、適法かつ適正な行政の執行を確保するために行うものであり、関係者の法的責任の有無について判断するものではない。

3 本検証の方法

ア 事実確認及び論点の整理

都農町及びふるさと納税業務受託事業者である事業者Aに資料や説明文書の提出を求め、事実経過等を把握し、提出資料の精査検討及び論点の整理を行った。

イ 関係機関に対するヒアリング

資料等で不足する部分につき、返礼品3割以下基準（以下「3割基準」という。）違反の返礼品発送の判断に関与した都農町及び事業者Aの職員等に協力を依頼して、可能な限りヒアリング調査を実施した。

なお、本件返礼品取扱事業者である事業者Bに対してもヒアリングへの協力を求めたが、「こちらの弁護士から『関係者と話をしないように言われている』と拒否されたため実施していない。

ウ 課題の整理及び提言（改善策）の提案

提出資料の精査検討及びヒアリング調査等により、問題点等を整理した上で、再発防止のための提言（再発防止策）を検討した。

エ 委員会開催日

開催日	内容
令和4年1月31日	委員会準備会 ・町長挨拶 ・事務局の構成と委員会への資料提供準備

令和4年2月10日	第1回委員会 ・準備会の報告及び・準則決定と委員長の選出 ・関係者ヒアリング（事業者A）
令和4年2月15日	第2回委員会 ・提出資料の整理と分析協議 ・関係者ヒアリング（町職員①，町職員②）
令和4年2月21日	第3回委員会 ・事業者B関係者の事情聴取拒否報告 ・提出資料の整理と分析協議 ・今後の調査方針（町長からのヒアリング等）
令和4年3月8日	第4回委員会 ・提出資料の整理と分析協議 ・関係者ヒアリング（町長）
令和4年3月14日	第5回委員会 ・提出資料の整理と分析協議 ・報告書の内容検討（事実認定関連）
令和4年3月17日	第6回委員会 ・提出資料の整理と分析協議 ・報告書の内容検討（原因・問題点関連）
令和4年3月25日	第7回委員会 ・提出資料の整理と分析協議 ・報告書作成

4 備考

ア 他の基準違反の有無

本件指定取消の理由は、都農町において「令和3年10月30日から同年12月9日までの間に、返礼割合が3割超の返礼品等として、『宮崎牛うでスライス』及び『宮崎牛赤身肉切り落とし』を提供しており、法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号に掲げる基準に適合する団体ではなくなつたと認められること」とされている。

この中には、代替品（調達価格6000円）及び同等品（同7750円及び同8500円）を発送したというものの他、代替品（同6000円）を発送したものの、寄附者からの苦情や受取拒否に対して、追加で同等品（同8500円）を発送した294件、当初は代替品（同6000円）の発送に納得されていた寄附者からのちに苦情を受け、追加で差額分（600g、調達価格3400円）を発送した3件、同等品（同8500円）を発送したのちに苦情を受け、追加で当初

の返礼品（1.5kg、同2840円）を発送したのも含まれている。

なお、委員からは、①都農町では、従前より(1)寄附者からの商品に関する苦情等につき、商品自体に問題がなく事業者及び寄附者のいずれにも帰責事由がない場合、(2)寄附者不在で返礼品を持ち帰ったのちの返礼品の再送、(3)レビュー低評価者に対して、都農町ふるさとづくり事業推進協議会が費用を出し、調達費用に含めない形で「お詫びの品」等を送付しており、令和元年6月以降、本件における代替品・同等品の発送以外のケースでも3割基準に違反していたのではないかと、②「【ふるさと納税】数量限定【緊急支援品】宮崎牛赤身肉（切り落とし）計1.5kg以上」（以下「本件返礼品」という。）については、業者が調達可能と言ったとする数量をそのまま上限と設定して（最大時は月12000件）募集していたにも関わらず、ポータルサイトでは「数量限定」との宣伝をしており、募集適正実施基準に抵触するおそれがあるのではないかと、③同時期に扱っていた同部位を使った製品（数量限定【訳あり】宮崎牛赤身肉切り落とし肉（スライス）計1.1kg）については、ポータルサイト又はチェックシートにて「訳あり」との表示がなされていたが、本件返礼品については、募集にあたってその記載が削除されており、募集適正実施基準に抵触するおそれがあるのではないかと、との指摘がなされた。

本委員会においては、①については3割基準に抵触する可能性が高いと思料するが、募集適正実施基準に関する解釈については、総務省が発するQ&Aによってもなお不明確な部分が多く、明確な違反と断じるのは困難であること、および現時点では県や国からは基準違反との指摘を受けておらず、国から追加の報告等は求められていないことから、本報告書では違反の可能性のあることを指摘するにとどめる。

イ 裁判との関係

本検証は、2か月弱という限られた時間及び条件の下において、可能な限りの調査・分析等を行った結果をまとめたものである。

本件については、都農町が事業者Bに対して損害賠償請求訴訟を提起予定とのことであり、今後、訴訟において本検証では確認できなかった事業者Bの主張等が明らかになり、事実誤認や新たな問題点・課題等が出てきた場合は、本検証結果と異なる結果となる可能性も含めて、再度、検証を行う必要があることを申し添える。

ウ 本件返礼品が「宮崎牛」を使ったものであったのかについて

本件返礼品が宮崎牛を使ったものであるのかについては、後記のとおり、都農町及び事業者Aにおいて、事業開始時に宮崎牛であることの確認はしておらず、遅

配が生じた後（令和3年9月）に事業者Aが事業者Bに対して個体識別情報の提供を求め、同年4月28日から同年8月11日に事業者Cで屠畜された旨の記載がある牛33体の個体識別情報が提供されたことと、事業者Bが宮崎牛を使っていると話したとする交渉記録（メモ）があるだけである。

本検証において、納入業者（事業者C）への調査を行ったが、同社が事業者Bの関連会社である熊本県内にある会社に対して「国内産牛肉（ウデ、チマキ、ネック）」や「牛（ウデ、チマキ、ネック、バラ）を納入したことの確認はできたものの、本件返礼品に当該宮崎牛を使ったことの確認はできなかった。

なお、事業者Bは、今年度、本件返礼品と同時期に、同じ部位を使った「数量限定【訳あり】宮崎牛赤身肉切り落とし肉（スライス）計1.1kg」を1万円の寄附に対する返礼品として提供していたものであり、同じ寄附金額で容量が1.5kgに増えた本件返礼品の質についてはなお疑問が残るものであり、都農町及び宮崎牛ブランドの信用維持のためにも、裁判での真相解明が期待される。

第2章 事例の概要

1 ふるさと納税制度の概要

ア 平成20年法律第21号による地方税法の一部改正により、個人住民税の納税義務者の地方団体に対する寄附金（以下「寄附金」という。）のうち一定額を超える額について、所得税の所得控除（所得税法第78条1項）及び10%相当額の個人住民税の税額控除がされることに加えて、個人住民税の税額控除の金額に所定の上限額の範囲内で特例控除額の加算（以下「特例控除」という。）がされるという制度（以下「ふるさと納税制度」という。）が設けられた（改正後地方税法第37条の2第1項、第2項及び同第314条の7第1項、第2項）。これにより、上記上限額の範囲内であれば、寄附金のうち、上記一定額を超える部分の全額が所得税及び個人住民税から控除されることとなった。

イ ふるさと納税制度の創設当時、地方団体が寄附金の受領に伴い当該寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務等（以下「返礼品」という。）について特に定める法令上の規制は存在しなかった。

その後、返礼割合（寄附金の額に対する返礼品の調達価格の割合）の高い返礼品を提供する地方団体が多くの寄附金を集める事態が生じたこと等から、総務大臣は、地方自治法245条の4第1項の技術的な助言として、平成27年4月1日付け通知（総税企第39号）及び同28年4月1日付け通知（総税企第37号）を発した。上記各通知は、返礼品について、換金性の高いものや高額な又は返礼割合の高いものの送付を行わないようにすること等を求めるものであった。

ウ しかし、平成28年度には、返礼割合が3割を超える返礼品を提供する地方団体の数は、全体の64.7%に当たる1156に上ったため、地方団体間での返

礼品の提供競争が過熱していることへの懸念のほか、国において返礼品に係る一定の基準やルールを設けるべきであるとする意見等が出された。

エ そのような状況を受けて、総務大臣は、平成29年4月1日付け通知（総税市第28号。以下「平成29年通知」という。）及び同30年4月1日付け通知（総税市第37号。以下「平成30年通知」という。）を発した。平成29年通知は、返礼割合を3割以下とすることを求めるものであり、平成30年通知は、これに加えて、返礼品をいわゆる地場産品（当該地方団体の区域内で生産されたものや同区域内で提供されるサービス）に限ることを求めるものであった。

オ 平成29年通知及び平成30年通知を受けて、多くの地方団体は返礼品の内容を見直したが、総務省の調査によれば、平成30年11月1日時点において、25地方団体（全体の1.4%）が3割を超える返礼割合の返礼品を提供し、73地方団体（同4.1%）が地場産品以外の返礼品を提供していた。

カ 依然として一部の地方団体が過度な返礼品を送付して多額の寄附金を得る状況が継続していたため、平成31年3月27日、ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定し、指定を受けない地方団体への寄附金をふるさと納税の対象外とする指定制度の導入等を内容とする地方税法の改正がなされ（平成31年法律第2号）、指定制度の導入に関する地方税法第37条の2及び第314条の7の改正規定は、令和元年6月1日から施行された。

キ 地方税法第37条の2は、総務大臣の指定の基準として、①募集適正実施基準、②返礼割合3割以下基準、③地場産品基準、を設けたところ、②については「都道府県等が個別の第1号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領した当該第1号寄附金の額の100分の30に相当する金額以下であること」とされている。

ク 総務大臣は、平成31年4月1日、地方税法37条の2第2項に基づき、募集適正基準等を定める告示（平成31年総務省告示第179号）を発した。

告示では、「返礼品等の調達に要する費用の額」の算定は「個別の返礼品等の調達のために、地方団体が現に支出した額とし、支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする」とされた（第4条第1号）。

ケ 総務省自治税務局市町村税課長は、令和3年6月18日、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和3年6月18日付け総税市第40号）を発した。

この中で、「返礼品等の調達に要する費用の額」は、返礼品等に係るいわゆる原価や定価ではなく、「地方団体が現に支出した額」（告示第4条第1号）であって、調達にあたって、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課さ

れるべき地方消費税に相当する金額がある場合には、これらの金額を含めること」としている。

コ また、総務省自治税務局市町村税課長は、同日、「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて（通知）」（令和3年6月18日総税市第41号）を発した。

返礼割合基準については、4つの問い（問13～16）があり、「一定期間における通算」や「『サービス向上費』等の名目で実質的に返礼品等を調達するための費用に充当されることによって、調達費用の名目で支払われた額のみによって調達する場合よりも多くの数量の返礼品等の調達が行われる場合等」がこれに違反することが示されている。

2 都農町におけるふるさと納税の運用等

ア ふるさと納税制度開始以後の都農町の寄附件数及び金額等は、以下のとおりである。なお、総務省が公表する「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数」につき、都農町が「ふるさと納税寄附のみでなく、一般寄附や指定寄附も含まれる」と主張していることから、都農町の把握するふるさと納税の寄附額を別途記載している。

	都農町の説明		総務省公表					基金残高(円)
	数(件)	金額(円)	数(件)	金額(円)	順位	宮崎県合計(円)	割合(%)	
平成20年度	11	346,000	11	346,000	1159	40,537,000	0.8	68,339,000
平成21年度	8	187,000	8	187,000	1393	35,878,000	0.5	68,237,000
平成22年度	39	2,411,000	39	2,411,000	506	74,534,000	3.2	68,917,000
平成23年度	17	288,000	17	288,000	1336	51,884,000	0.5	67,717,000
平成24年度	104	876,000	104	876,000	1049	59,160,000	1.4	68,810,000
平成25年度	67	1,395,000	67	1,395,000	990	326,307,000	0.4	68,229,000
平成26年度	202	3,880,000	202	3,880,000	728	2,303,878,000	0.1	71,413,000
平成27年度	36,682	703,387,971	36,862	703,388,000	48	10,328,141,000	6.8	331,253,000
平成28年度	257,250	5,007,724,654	257,268	5,008,695,000	4	20,602,321,000	24.3	2,133,411,000
平成29年度	430,017	7,915,352,317	430,018	7,914,819,000	2	24,902,589,000	31.7	3,287,565,000
平成30年度	585,463	9,647,445,684	585,450	9,626,977,000	5	28,608,028,000	33.6	2,001,286,000
令和元年度	270,470	5,258,459,194	270,465	5,208,339,000	6	26,416,786,000	19.7	4,324,385,000
令和2年度	416,027	8,268,435,000	416,028	8,268,490,000	5	36,544,386,000	22.6	4,249,647,000
令和3年度 (指定取消迄)	562,951	10,947,214,000						

イ ふるさと納税寄附の使い道としては、①町政全般に活用する「指定なし（町長おまかせ）」、②異文化交流事業等に活用する「国際交流事業」、③子育て支援・後継者育成等に活用する「福祉・人材育成事業」、④イベントによる地域活性化等に活用する「PRイベント（事業）」、⑤特産品を活用した商品開発等に活用する「産業振興・商品開発事業等」、⑥スポーツ・文化振興等に活用する「文化振興及び伝統芸能育成事業」、⑦まちづくり・観光等に活用する「ふるさと振興事業」、⑧「それ以外」が選べる制度となっている。

そして、都農町では、ふるさと納税寄附を財源として、定住促進奨励事業、高校生就学支援事業、高齢者在宅生活支援事業、肉用牛生産基盤強化対策事業、商工業振興対策事業、小中学校内ネットワーク整備委託事業、企業立地促進奨励事業、子育て応援手当、子ども医療費無償化事業、プレミアム付き商品券事業、定住住宅リフォーム助成事業等を実施し、町の活性化や社会福祉に役立てられていた。

ウ 前記のとおり、平成29年通知及び平成30年通知を受けて、多くの地方団体は返礼品の内容を見直した。

平成30年9月1日時点での総務省の調査では、都農町も「返礼割合3割超の返礼品を送付している246団体」及び「地場産品以外と考えられる返礼品を送付していた235団体」に含まれていたが、同年11月1日時点での調査では、「返礼割合実質3割超の返礼品を送付している25団体」及び「地場産品以外の返礼品を送付している73団体」には含まれておらず、適切な見直しを図られたように見えた。

エ しかし、令和元年6月1日からのふるさと納税指定制度の導入に際し、平成30年11月1日から平成31年3月31日までの間において、「返礼割合3割超」又は「地場産品以外」の返礼品を提供することにより、寄附金を受け入れた281団体については、①当初の指定において指定期間を1年4か月とするもの、②当初の指定において指定期間を4か月とするもの（2億円を上回る額を集めた43団体）、③当初指定をしないもの（4団体）、に整理され、都農町はこのうち②の団体として、当初指定を4か月（令和元年6月1日から同年9月30日）とされた。

なお、総務省の調査では、都農町における平成30年11月1日から平成31年3月31日までの間における寄附金受入額のうち、返礼割合3割超又は地場産品以外の返礼品等に係る寄附受入額は20億円とされている。

オ その後、都農町においては、「地場産品以外」と判断された返礼品を平成31年4月に削除するなどして見直しを行い、令和元年10月からの指定を受けることとなった。

カ 令和3年10月からの指定に際し、都農町が国に提出した「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書」では、令和3年10月から令和4年9月までの間に提供予定の返礼品等の数は435品目とされていた。

キ 本年度（令和3年度）、都農町のふるさと納税返礼品取扱事業者は個人及び法人を合わせた46業者であった（牛肉を扱う事業者は、事業者Bの他4業者）。

ク 指定取消時は、9のポータルサイト（楽天ふるさと納税、ふるさとチョイス、ふるなび、さとふる、ANAのふるさと納税、ふるさと本舗、セゾンのふるさと納税、auPAYふるさと納税、都農町ふるさと納税特設サイト）で寄附の募集を行っていた。

3 関係機関の組織体制等

ア 都農町ふるさとづくり事業推進協議会（以下「協議会」という。）

- ・政府の自ら考え自ら行う地域づくり事業（いわゆるふるさと創生1億円事業）をきっかけに、平成2年3月「豊かな知性と創造性にあふれ、郷土を愛し、地域社会の発展及び国際社会に役立つ『ひとづくり』と、豊富な歴史遺産や伝統文化を生かし、町民に潤いと安らぎを与えてくれる『文化の振興』及び、その他特にふるさと振興にふさわしい事業に取り組み本町の地域発展に寄与すること」を目的に設立された。
- ・平成30年9月30日までの間は、都農町財政課ふるさと納税係の職員が協議会の兼務職員として、ふるさと納税に係る費用の支払や返礼品の受付、サイト上の登録などを行っていた。
- ・外部委託開始後は、事業者Aからの支払ができないふるさと納税業務経費の支払いや再送返礼品の支払いを行っていた。

イ 都農町（財政課ふるさと納税係）

- ・平成30年12月1日から、事業者Aにふるさと納税事業の事務全般（実費の支払を含む）を委託したため、ふるさと納税係の業務は、事業者との契約締結、返礼品の決定、寄附金の収納や寄附者から町に直接連絡があった場合の対応などになり、それに伴い、担当職員数も14名から4名に減員、令和2年度は3名（正規職員2名と会計年度任用職員1名）と更に減員された。
- ・返礼品取扱事業者の決定や契約関係は町長までの決裁が必要であるが、複数メンバーでの選定手続等は行われておらず、また、ふるさと納税の返礼品の決定は、町職員②のみで決裁でき、返礼品の発送期間の延長等については、事業者Aの判断のみでできることとなっている。

ウ 事業者A（ふるさと納税業務受託事業者）

- ・平成30年11月27日に地域の農林水産品、伝統技術等を生かしたふるさと商品の企画、開発及び販売や食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品、新聞、書籍及び日用品雑貨の販売等を目的として、資本金500万円で設立された。
- ・代表取締役は当時都農町にふるさと納税のシステムソフトを納入していた事業者Dの代表取締役でもあり、事業者Aは事業者Dの関連会社として位置づけられている。
- ・平成30年12月より当初は4か月、平成31年4月からは3年間で都農町と委託契約を締結し、ふるさと納税事業に係る業務を実施している。なお、委託契約の執行伺いの時点（平成30年11月27日）では事業者Aはまだ設立されておらず、委託先は事業者Dとされていた。
- ・随意契約の理由は「本町の置かれた環境等を踏まえると、今後も安定的にふるさと納税での寄附額を獲得していく必要があると考えられるが、更なるスピード感と正確性が求められる。また、寄附額の伸びは鈍化しており、今後は自治体間での奪い合いが予想されるため、民間企業並みの市場競争力が必要となる。しかし、これらの業務を行政の中で進めていくことはもとより、現状の体制で業務を維持していくことすら限界に達している状況である」とされている。
- ・契約1年4か月後に見直しを行い、令和2年4月1日から、委託内容を実務委託と実費委託に分け、実務委託料が寄附額の75.5%から6%に変更された。
- ・事業者Aに支払われた委託料は以下のとおり

	令和元年度(円)	令和2年度(円)	令和3年度(円)
ふるさと納税関係委託料	2,257,635,624		
ふるさと納税事業実務委託料		545,726,500	730,325,200
ふるさと納税事業実費委託料		4,487,666,542	6,289,795,899
合計	2,257,635,624	5,033,393,042	7,020,121,099

エ 事業者D

- ・従前よりふるさと納税に関する管理システムを都農町に納入していた。
- ・事業者Aへの外部委託開始後、同社よりオペレーション業務、寄附金受領証明書の発行、ワンストップ特例の受付業務の再委託を受けている。
- ・事業者Aへの実費委託料から、4%及び印刷実費、ワンストップ対応として1件あたり□□□円が支払われることになっている。

オ 事業者E

- ・令和元年7月よりお礼状の袋入れ作業、令和2年3月よりお礼状の訂正作業を再委託されている。

カ 事業者B（返礼品取扱事業者）

- ・令和2年10月5日に初めて都農町の返礼品取扱事業者となったが、当時は代表者Fの個人事業の形態で、町内に事業所はあるが、返礼品は事業者Cから仕入れた肉を事業主の親族が経営する熊本県内の会社で加工して提供することであった。
- ・令和3年1月から返礼品の取り扱いを始めた。
- ・令和3年5月11日に食品の販売、食肉の卸し及び販売、食肉及び食肉加工品の販売等を目的とする合同会社に組織変更した（資本金10万円）が、都農町がそれを把握したのは、本件が問題になったのちに顧問弁護士からの指摘を受けてからであった。
- ・返礼品は、牛肉及び豚肉を扱っており、令和3年度に扱った返礼品は26品目（寄附額7000円～3万4000円）で、委託開始後の都農町からの支払額等は、以下のとおりである。

令和3年	返礼品（円）	送料（円）	支払額（円）	本件返礼品の発送数（個）	本件返礼品以外の返礼品受付数（個）
1月					77
2月					236
3月	492,740	99,495	592,235		1,371
4月	1,644,540	309,968	1,954,498		1,485
5月	3,357,400	1,097,624	4,455,024		2,638
6月	4,307,540	744,183	5,051,723		2,096
7月	6,698,480	1,120,658	7,819,138		2,448
8月	5,730,520	859,287	6,589,807	1,107	2,376
9月	8,968,380	2,996,125	11,964,505	18,126	4,458
10月	23,019,920	4,945,480	27,966,400	4,007	2,002
11月	55,905,780	7,856,541	63,762,321	2,864	
12月			25,178,451(*)	6	
計				26,110	19,187

* 令和3年12月24日付通知にて、損害賠償額約8100万円と対当額で相殺

- ・なお、「都農町ふるさと納税事業における返礼品取扱事業者に係る委託契約書」第2条第6項では、返礼品として準備した特産品は、配送業者が配送完了した時点で、甲（注：都農町）と乙（注：返礼品取扱事業者）との売買契

約が成立するものとする」とされ、乙が返礼品代及び発送に要した送料を月毎にとりまとめ、翌月10日までに甲に対して請求（同第8条第1項）し、原則として請求を受けた当月の末日までに乙に支払われる（同条第3項）こととなっている。

- ・また、同契約書上、甲又は乙からの解除の定め（第6条）はあるが、損害賠償に関する定めはない。

4 都農町及び事業者Aによる管理状況

ア 返礼品取扱事業者の応募があったときのやりとり

- ・町に対して応募連絡をした事業者に来庁を求め、ふるさと納税係職員が、事業者の情報（個人か法人か、事業所住所）、返礼品の内容及び生産場所・加工場所についてヒアリングを実施する。
- ・地場産品基準に該当すると判断した場合は、「都農町におけるふるさと納税事業における返礼品取扱事業者募集要項」、「都農町ふるさと納税事業における返礼品取扱事業者に係る委託契約書」、「都農町ふるさと納税取り扱い事業者登録申込書兼同意書」「誓約書」を交付するとともに、町税の完納証明書、PL保険の保険証書写しの提出が必要であることを説明する。
- ・ヒアリング事項については、令和元年後半から令和2年ころに「新規返礼品取扱事業者への確認事項」との書面が作成されるまでは統一したものはなく、回答結果もヒアリングをした職員がメモとして取ることがあるくらいで、そのための書式等は今もない。
- ・また、令和2年10月に事業者Bから行ったヒアリングのメモは保管されていない。
- ・本件では、ヒアリング時に事業者Bから熊本県の加工施設で肉のスライスやカットを行うとの説明を受けているが、都農町が加工施設の具体的な住所を把握したのは令和3年6月になってからである。
- ・都農町は、独自の「都農町ルール」として、①事業所は町内、②配送元は県内から、③国のルールを踏まえ、自社畜産等でない場合は事業者Cの肉を使う、④クレームは事業者が寄附者に直接対応しない、ことを定めているとするが、募集要項に①が「原則」として記載されている以外は明文化されたものはない。
- ・また、都農町は「もともと1か月程度で配送しますという形で返礼品を出していた」としているが、事業者Aが提出した本件返礼品のチェックシートでは「配送期日」として「入金確認後、2か月程度で発送致します」との記載がある。

イ 返礼品取扱事業者委託契約の締結までのやり取り

- ・事業者から契約書，申込書兼同意書，誓約書，完納証明書，保険証券の写しの提出がなされたら，町長決裁で回覧し，決裁後に契約書1部を事業者に返送する。
- ・事業者にはヒアリング及び契約書返送の際に，返礼品提案や受発注等の実務は事業者Aと行うよう伝え，事業者Aには，決裁後に申込書兼同意書の写し及び誓約書原本を交付する。

ウ 返礼品の決定

- ・募集要項では契約前に返礼品の決定をしたのちに契約をするような形になっているが，実際の運用はこれと異なり，事業者の決定及び契約をしたのちに，事業者と事業者Aとの間で調整した「令和〇年度 ふるさと納税に伴う特産品チェックシート」が事業者Aから都農町に提出される運用となっている。
- ・チェックシートは，最初に事業者が事業者Aにチェックシートを提出後，事業者Aが電話又はメールでやり取りをして修正して作成されたものが都農町に提出されるが，事業者Aが現場に赴いて在庫や提供する返礼品の現物を確認することはなく，都農町の決裁においても現物の確認がなされたことはない。
- ・また，返礼品の採否については，町職員②決裁で回覧となっており，町職員②が提案を拒否等した例はない。
- ・本件返礼品のチェックシートの主な記載は，以下のとおりである。

	事業者B提出	事業者A開取内容	事業者A修正・提出版
返礼品名	「緊急支援」訳あり宮崎牛赤身切り落とし1550グラム	訳ありは，1頭を仕入れた際に人気がなく，残る部分を使用しているため。切れ端とかではない。	牛肉国産ギフトおかず焼きしゃぶしゃぶ事業者支援【ふるさと納税】【緊急支援品】宮崎牛赤身切り落とし肉（計1.5kg以上）《数量限定》
在庫	500	在庫は多くある。増やせる。月500でもできる。	500個/月。*数は増やせる
配送期日			入金確認後，2か月程度で発送致します。
価格	2840円		

エ 上限数の設定，在庫管理

- ・本件では，事業者Aに返礼品関連業務が委託されており，その中に「受注，発注及び配送管理業務」「発送確認作業及び配送期間の変更作業」「各返礼品の在庫管理」が含まれており，事業者Aでは，電話又はメールで事業者の在庫を確認している（現物を確認したことはない）。
- なお，ここでいう「在庫」とは，完成品のストック数ではなく，月の調達可能

数の意味で使用されている。

- また、事業者Aでは、各ポータルサイト上での受付上限の設定はせず、エクセルファイルで事業者を確認した在庫数（上限）を設定して各ポータルサイトの受付数を手動管理していたが、設定した在庫数（上限）を超えた場合に受付を自動的に止める仕様はなかった。
- また、在庫が少なくなった場合や、なくなった場合に「品切れ」として寄附を受け付けないということはせず、ポータルサイトごとの数量の増減や「提供（配送）期間を変更して継続する」方法により寄附の受付ができる方法を採用していた（結果として在庫及び上限数が増加）。
- 都農町においても「事業者の収入が増やせる」ことから、この方法を容認しており、本件返礼品に限らず、提供期間の変更が5、6か月となることもままあることとの認識であった。
- チェックシートでは、本件返礼品の在庫は「月500個」とされていたが、事業者Aの説明によれば、事業者から口頭で「調達できる」との話があったとして、令和3年8月19日の募集開始以降、以下のとおり、配送期間の変更がなされたとする。

	変更前	変更後	設定上限
令和3年8月19日			月500個
令和3年8月27日			月2000個に変更
令和3年9月1日			月7000個に変更
令和3年9月6日	入金確認後、1か月程度で発送	(9月6日寄附分以降は) 入金確認後、2か月程度で発送	
令和3年9月15日	入金確認後、2か月程度で発送	(9月16日寄附分以降は) 入金確認後、2～3か月程度で発送	
令和3年9月16日			月12000個に変更
令和3年9月30日	入金確認後、2～3か月程度で発送	入金確認後、3～4か月程度で発送	月5000個に変更
令和3年10月6日	入金確認後、3～4か月程度で発送	入金確認後、4～5か月程度で発送	月3000個に変更
令和3年10月7日	入金確認後、3～4か月程度で発送	(10月7日寄附分以降は) 入金確認後、4～5か月程度で発送	
令和3年10月9日			月5660個に変更
令和3年10月11日	入金確認後、4～5か月程度で発送	入金確認後、5～6か月程度で発送	
令和3年10月13日		受付中止	

- 事業者Aでは、前日までのデータを毎朝取り込んで在庫数を把握し、毎週月曜日にその在庫数をもとに事業者と連絡を取っていたとする（月曜日以前に在庫数が不足する恐れがある場合は、その都度確認）。

また、ポータルサイト上で上限を設定せず、エクセルファイルで管理をしていたのは、サイトの人気によって申込件数が異なること、事業者が設定している在庫数の上限に少しでも近づけるため、サイト毎のキャンペーンにより日によって申込件数の幅も大きく変動するため、としている。

- ・手動操作である以上、本件のように、一日のうちに設定した在庫数を大幅に超える受付（令和3年9月5日に1万1444件、同月10日に1万0464件など）が入ってもそれを止めるすべはなかった。

5 本件の主な経過

- 平成30年11月27日 事業者A設立
- 平成30年12月 1日 都農町と事業者Aとの間の委託契約締結（平成31年3月31日まで）
- 平成31年 3月15日 都農町と事業者Aとの間の委託契約締結（平成34年3月31日まで）
- 令和元年 6月 1日 新制度開始・総務省の指定（令和元年9月30日まで）
- 令和元年 10月 1日 総務省の指定（令和2年9月30日まで）
- 令和2年 3月30日
 - ア 都農町と事業者Aとの間の委託契約の変更
 - イ 都農町と事業者Aとの間の委託契約（実費委託）締結
- 令和2年 4月 1日 再委託の承諾（事業者D、事業者E）
- 令和2年 10月 1日 総務省の指定（令和3年9月30日まで）
- 令和2年 10月 5日
 - ア 都農町と事業者Bとの間の委託契約締結
 - イ 都農町と事業者Aとの間の委託契約（実費委託）の変更
- 令和3年 3月22日 都農町と事業者Bとの間の委託契約締結
- 令和3年 4月12日 寄附者より事業者Bの返礼品につき異物混入との苦情
- 令和3年 4月20日 寄附者より事業者Bの返礼品につき梱包杜撰との苦情
- 令和3年 4月21日 都農町と事業者Bで改善対応協議
- 令和3年 5月11日 合同会社事業者B設立
- 令和3年 7月 2日 ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書提出
- 令和3年 7月20日 事業者Aから事業者Bへ本件返礼品のヒアリング
- 令和3年 8月 3日 寄附者より問い合わせ（事業者Bが8月2日に配送した返礼品の発送元に川南町と八代市の二重表示がなされていること、牛肉の個体識別の表示について）

- 令和3年 8月19日 本件返礼品（【ふるさと納税】数量限定【緊急支援品】宮崎牛赤身肉（切り落とし）計1.5kg以上、調達費用2840円）の募集開始
- 令和3年9月6日までに計1万7237件（内、9月5日1万1444件）申込
- 令和3年 9月 8日 協議（都農町，事業者A，事業者B）
 - ・ 発送先が宮崎県内でなく、熊本県内からであったことに対する問い合わせを受け、事実確認を行ったものであり、9月5日に受けた1万1444件の寄附に関する対応等の協議はなされていない。
 （協議内容抜粋）
 - ・ 町：事業者Cから仕入れていることに間違いないのか？本当に宮崎牛なのか？
 - ・ B：事業者Cに間違いないし、宮崎牛である。
 - ・ 町：別の事業所では、1か月に1回くらい（屠畜や個体識別番号の）証明書を提出いただいている。その対応を事業者Bにもしてもらうことは可能か？
 - ・ B：可能。
 - ・ 町：ランキングでも上位に位置しており、寄附者的にもコスパがいいと評価されている。この価格で提供できるのはなぜなのか？
 - ・ B：G【注：熊本の加工会社】は昔から定期の仕入れ契約を行っているため、安価で量が出せている。
- 令和3年 9月30日 事業者Bから事業者Aへ9月5日及び9月6日受付分13000件ほどが5、6日遅延するとの連絡。月5000個への変更申入れ。
- 令和3年 10月 1日 総務省の指定（令和4年9月30日まで）
- 令和3年 10月12日，13日 事業者Bから事業者Aへ「在庫がない，原材料が値上がりしている」などの相談
- 令和3年 10月13日
 - ア 事業者Bから事業者Aへ1日350件が精いっぱいとの相談
 - イ 事業者Aにおいて、1日350件では発送計画を立てる際に配送期間を過ぎることに気づいたとして、本件返礼品の募集停止
- 令和3年 10月14日 協議（都農町，事業者A，事業者B）
 （協議内容抜粋）
 - ・ 町：本件に関して佐賀県武雄市（受付した量でのお米の提供が不可となり、結果的に受付時より少ない量での提供となった）と同じようなレベルの、新聞沙汰になるくらいの事態である。
 - ・ B：昨日から夜勤・日勤で24時間体制の製造を行っている。これまでは1日8時間稼働で350件だったが、今は24時間稼働で1200件。

- ・ A : 在庫がない・原材料が値上がりしている等の話を昨日・一昨日いただいているが、実際在庫は確保できているのか？
 - ・ B : 配送期間内で提供できるだけの原材料は確保している。
 - ・ 町 : そもそも身の丈にあった受付を行うべき。
 - ・ A : 外注した方がいいのでは？
 - ・ B : 外注となると、やはり経費がかかってしまうのでしたくない。
 - ・ A : 通常は赤字だったとしても、期限内に対応するために外注すると思う。自分の今の事だけを考えているのではないか？ふるさと納税の指定が外された場合や、今回の遅延が原因で風評被害等が出た場合の損失を計算した方がいいのでは？
 - ・ A : 今回の赤身1.5kgの類似品を八代で出していると思うが？
 - ・ B : 八代は在庫の上限を決めて出している（ラジオボタン）。
- 令和3年 10月18日 協議（事業者A, 事業者B）
（協議内容抜粋）
- ・ B : 1時間当たりの製造数：80～100件→最大800件の製造が可能。
 - ・ B : 出勤者により前後すると思うが、最低でも650件は製造する。650～800件ということから、製造計画の1日の数と650とした。
 - ・ A : 650件ずつだと、2か月程度で受付している分に足りない。
 - ・ A : 期限は守って。
- 令和3年 10月19日 協議（事業者A, 事業者B）
（協議内容抜粋）
- ・ B : 毎日830件くらい製造しようと考えている（土日含む）。
- 令和3年 10月20日 協議（都農町, 事業者B, G社取締役）
（協議内容抜粋）
- ・ G : 19000件（9/7～9/15寄附分、2か月程度で発送）を11月いっぱいまで伸ばしていただきたい。理由としては、娘（H氏【注：G社代表者で、事業者Bの実務担当者として都農町が扱っていた】）が□になっている。行政側から『仕事をいつまでにしてくれ』と言われ、追い込まれて、命を落とすことになったら大変なことである。
 - ・ G : 返礼品を作らない、納めないとは言っていない。
 - ・ 町 : 「在庫が無くなりますが、どうしますか？」と話した時に、「増やしてください」という返事があったため、役場は増やしている。キャパを超えての受付をしているかどうかや生産能力は、役場も委託先でも分かりませんよね。
 - ・ 町 : 役場がHさんに話した上で、在庫を増やしていています。
 - ・ 町 : 期限を守らなかった場合、問い合わせは役場に來ます。まだ発送リミットはあります。それに間に合うための計画として、増員するのか、外部委託する

のか、そういう方法も一つですよ。なので、最初から期限を延ばすではなく、いろいろな方法を試していただくべきと考えています。

- ・ G : 外部委託といっても簡単にできない。半年間伸ばしてくれと言っているわけではない。
- ・ G : 計画を上回るような生産はしているし、納期を守りたいとは考えている。しかし、以前の17000件は遅れてしまい、申し訳なく思っている。
- ・ 町 : 寄附者に対してはどうするのか？
- ・ 町 : 相手が行政であるため、寄附者はかなり強気になります。問い合わせが凄いです。また、年末に向けて申し込みが相当増える。同時に事務も増える。これに遅延に伴う問い合わせが来たら、役場も委託先もパンクしてしまう。これを理解した上での相談であれば役場も考えなければいけない。
- ・ 町 : 赤字でも外部委託は考えてもらわないといけない。
- ・ G : 娘に何かあったらどうするんですか？ふるさと納税どころではなくなる。
- ・ 町 : 私であれば委託先を探します。お金を出してでも子供の肩の荷を下ろそうとします。親として、まだやれることはあると思う。
- ・ G : お金が必要になる。
- ・ 町 : 娘の命とお金のどちらを取るのか？

○ 令和3年 10月21日 顧問弁護士にメール相談開始

○ 令和3年 10月22日 顧問弁護士とのWeb会議

(弁護士からの回答)

- ・ 町が発注するのは難しい。
- ・ 現状で、遅延は発生(債務不履行)していない中で、事業者Bの業務を取り上げることは困難だが、事業者Bと合意を締結することで取り上げは可能。
- ・ 上澄みを町が事業者Bに請求することは難しい。
- ・ 契約書には、損害賠償と記載していないが、法律的には可能。
- ・ 法律に基づき、損害賠償請求は可能だが、損害を決めるのは難しい。
- ・ 寄附行為と売買行為を法律的に結びつけることは困難。

○ 令和3年 10月23日

ア 事業者Cより代替品及び同等品の見積書提出(仕入単価6000円)

イ 町内協議(町長, 町職員①, 町職員②, 事業者A)

(協議内容抜粋)

- ・ 寄附者約1万人について、還付が事務的に困難であること。
- ・ 寄附者及びふるさと納税制度に混乱を来さないことが必要であること。
- ・ 寄附者には返礼品の発送を約束した上で寄附を募っていることから、寄附者との間に返礼品を発送する義務がある。
- ・ 一時的に費用は立て替えるが、3割を超える部分を請求することで、3割以下

基準には反さないと判断。

- ・代替品の発送が、寄附者にとって一番混乱を来さないと判断。
- ・同等品の他、同じ赤身であるウデスライス1.0kgの方がすぐに対応できること、また金額、量など総合的に勘案し代替品としてウデスライス1.0kg（仕入単価6000円）を採用。

ウ 都農町から顧問弁護士へメール

- ・弁護士様からは、町が引き上げることは控えた方が良いとの話がありましたが、町としては寄附者、他返礼品取扱事業者、そして本ふるさと納税制度を守るため、リスクを背負ってでも、事業者Bからの引き上げを進めたいと考えています。

○ 令和3年 10月25日

ア 都農町から事業者Cへ代替品の発送指示

イ AM8:12 都農町から顧問弁護士へメール

- ・事業者Bに関する、これまでの経緯や相談事項、そして町の考えを添付ファイルのとおり送信いたします。
- ・添付ファイル（「ふるさと納税事業者（事業者B）について」）に「品代3000円+詫び3000円=6000円」との記載あり。

ウ 14:30～ 顧問弁護士とWeb会議

（弁護士の意見として）

- ・損害賠償請求は厳しい。
- ・合意、売買契約が成立していない。
- ・契約違反は現時点ではしていない。
- ・代替品は量が減ることで問題があるのではないか？

エ 都農町から寄附者へメール

- ・お申しいただきました『数量限定【緊急支援品】宮崎牛赤身肉（切り落とし）計1.5kg以上』につきまして、予想を上回る多くのお申込みをいただき、事業者から期限内の出荷ができないとの報告がございました。
- ・つきましては、ご希望いただいております返礼品ではなく、お詫びの気持ちを込めて同等以上の代替品として次のとおりご用意させていただきますので、お受け取りいただければ幸いです。
- ・【代替品】宮崎牛ウデスライス500g×2パック 計1kg
- ・「数量限定【緊急支援品】宮崎牛赤身肉（切り落とし）計1.5kg以上」をご希望される方につきましては、お手数をお掛けいたしますが、10月27日（水）15時までにご返信いただきますようお願い申し上げます。

○ 令和3年 10月26日 事業者Aが「メール対応【マニュアル】」作成

- ・3 代替品はどのようなものなのか？

A) 宮崎牛のウデスライス 写真提供あり (メール返信時は画像を添付)
*金額的には2倍相当分→公にできないため金額等の情報は出せなかった。

- ・ 12 都農町・事業者A協議 (町長・町職員①, 町職員②・事業者A)
 - (1) 事業者Cにはとりあえず5000件の代替商品の発送を依頼する。
 - (2) 10/28正午の時点での情報で代替品・赤身・保留者を一旦、確定する。
 - (3) 代替品から発送開始するが、発送 (到着) 後に問い合わせがあった場合は、メール送信&サイト・ホームページで周知を図っていたことを伝えるが、電話を一旦切り、改めて連絡することを伝える。

*最終的には赤身を改めて送る。

「情報提供・発信は行っていたとはいえ、今回は都農町に非があるため改めて赤身肉を送らせていただく。ただし、特別な対応になるためご理解、ご了承いただきたい」と伝える。

○ 令和3年 11月 2日

- ア 事業者Aによる事業者Bの聞き取り (バラ肉も使用)
- イ 事業者Bから都農町へ申入書差し入れ

○ 令和3年 11月 4日

- ア 事業者Cより同等品の見積書 (仕入単価8500円)
- イ 町内協議 (町長, 町職員①, 町職員②, 事業者A)

(協議内容抜粋)

- ・代替品では寄附者の納得が得られないことが分かったことから、金額が大幅に超えるが同等品で対応することに決定。

○ 令和3年 11月 5日 県へ報告。

・都農町からの説明

- ・事業者Bが生産能力を超えての受注
- ・引上げの申入書を受領したこと
- ・町が事業者Cに外部委託したこと
- ・一時的には3割を超える返礼品を扱う旨を説明
- ・損害賠償で回収することで、3割以下に収まる

・県の見解

- ・3割越えは合理的な理由が必要
- ・3割越えは分かって実施してるんですよね?
- ・一度リセット (返金) 及び謝罪を行っても良いのではないかと?
- ・概要が分かるペーパーの作成依頼

○ 令和3年 11月 8日 都農町から事業者Cへ同等品の発送指示

○ 令和3年 11月19日 都農町議会全員協議会

・町職員②からの説明

- ・在庫がなくなりかけた際、月何千という上限を決めていたんですが、在庫がなくなりますよと「事業者B」に確認をしたところ、まだ増やしてくれと、これだけ増やしてくれというやり取りをして、「事業者B」のほうから在庫の増を申入れがありましてやっていたんですが、結果、「事業者B」のほうで計画的な受注をしていませんでしたので生産能力を大きく上回ってしまいまして、「事業者B」がもうできないという話になっております。
- ・もともと3割ルールというのがありますので、基本的に3000円ではオーバーしてしまうということで、その差額分とかを臨時議会で協議会のほうに一旦補助して、そこで事業者Cのほうにお支払いをするというような形で取りたいと思います。
- ・町として在庫の確認をしながらやっていたんですけど、増量でいい、在庫を増やし下さい。町としては、もともと1か月程度で配送します。という形で返礼品を出していたんですが、1～2か月、2～3か月、3～4か月と期間を延ばしながら返礼品の内容を変えてはいったんですが、「事業者B」さんのほうからできないという話があって、ちょっと町としてもどうしようもなくなってですね。

○ 令和3年 11月25日

ア 臨時議会前全員協議会

・町職員①の説明

- ・もともとの発端を追加で説明させていただくと、計画的に返礼品が送れなくなったと最初に相談があったときには、主たる従業員の方が体調不良ということで、その親族の方がいらして相談があった。
- ・話があったのが10月20日。

イ 令和3年度第4回都農町議会臨時会

- ・疋田議員：返済を求めるということでしたが、取扱事業者が返済できないのであれば、自治体が肩代わりした返礼品を送ることになり、地方税法、ふるさと納税制度に反することにはならないのでしょうか。
- ・町長：本件につきましては、弁護士と相談の上、法的なことも総合的に勘案をした上で、このような対応をするということが最善ではないかという結論に達したというところをごさいます。法的な解釈等については、専門家の助言をいただいているということをごさいます。
- ・疋田議員：この問題、財政課だけの問題ではなく、問題解決に課長会など取り組まれたのかということも聞きたいと思います。
- ・町長：課長会におきまして、この案件につきまして協議したかどうかは、やっておりますが、先ほど申し上げましたように、弁護士という専門家を入れて協議をした案件だということを再度申し上げたいと思います。

- ・三輪議員：在庫管理数について・・・設定はどうか・・・。
- ・町職員①：委託先の方で在庫数の管理はいたしております。それは、月における供給数ということで、毎月確認はしておるというところで、それを超える場合についてはこちらから連絡をして、超えそうだということで、あらかじめ確認しながら在庫数を増やすかどうかを決めているという取扱いをいたしているところでもあります。

- 令和3年 11月26日 顧問弁護士にメール相談
 - ・町としては寄附者を守るため、30%を超える費用が必要となってきました。今回かかった費用において、当初設定していた30%以内の分は、調達にかかる費用。30%を超えた分については、調達に係る費用ではなく、顧客対応にかかる費用と分けることは、法律上いかがでしょうか？
- 令和3年 11月29日
 - ア 顧問弁護士より回答
 - ・30%を超過した分について調達に係る費用ではないと主張することは極めて難しいと考えます。
 - イ 顧問弁護士へメール
 - ・仮に事業者B側から支払いがあったとしても現に支出した額は変わらないという認識でよろしいでしょうか？
 - ウ 顧問弁護士へメール
 - ・今回の外部委託先（事業者C）への支払い方法として、①事業者Bに通常支払う予定であった3割以内の金額、②代替品等にする事で①を超えた部分の金額、①は委託先から、②は協議会から支払うこととしています。この②は一時立替金と同様と考えますが、この論法はいかがでしょうか？
 - エ 総務省自治税務局市町村税課長より「地方税法第37条の2第5項及び第314条の7第5項に基づく報告の求め」
- 令和3年 11月30日 顧問弁護士より回答
 - ・一時立替金としたとしても（支払先を変えたとしても）、あくまで返礼品の為に支出する金額であることには変わりありませんので、法的該当性を争うことは困難かと存じます。
- 令和3年 12月 3日 都農町から県へ「還付方針に係るお願い」
- 令和3年 12月 6日～9日 二重発送
- 令和3年 12月 9日 国への報告①
- 令和3年 12月10日 記者会見
 - ・記者：調達費用が2840円となると宮崎牛が100g200円となり、あり得ないと思うが、町としてはどうなのか。
 - ・町：事業者にも何度も確認しており、できるとの回答を受けた。

- ・記者：弁護士への相談が議会の後だったが、もう少し早くできなかったのか。
 - ・町：業者からの返礼品配送の遅延が起きた時点で弁護士に相談していた。弁護士には引き続き実務について相談していたが、弁護士から寄附額の3割を超えることについては違反であるとの言及がなく、町側としても問題なしと思いつ込んだ。
 - ・記者：10月25日に代替品を送ることになったが、3割を超えるという認識はあったのか。
 - ・町：認識はなかった。
- 令和3年 12月14日 総務省自治税務局市町村税課長より「地方税法第37条の2第5項及び第314条の7第5項に基づく報告の求め」
- 令和3年 12月15日
- ア 顧問弁護士へ回答書案をメール
- イ 顧問弁護士よりメール
- ・回答案につきまして、県から懸念が示された旨ご記載いただいておりますが、具体的には、どのような場で、どのような文言を用いて懸念が示されたのか具体的に御教示いただけますでしょうか。
- ウ 顧問弁護士へメール
- ・11月5日に、町から2名で自主的に報告に行っています。
 - ・その際に、町の認識を伝えた上で、県担当者が以下のとおり基準に抵触する恐れがある旨を指摘されました。
 - ・3割を超えることに問題があるのではないか。
 - ・合理的な理由はあるか。
 - ・一度キャンセルと謝罪をして、再度、寄附をしてもらえば良いのでは。
 - ・本町の認識としては、基準を超える部分については、取扱事業者へ請求するものとしていたことから、それをもって合理的な理由としてとらえており、結果的に、県の指摘を重く認識していませんでした。
 - ・苦しいのですが、町の判断に疑いを持っていなかったのが事実です。
- エ 顧問弁護士へメール
- ・確認のため、再度お願いします。
 - ・国からの報告が求められている件で「超過分については一時的に町が立替払いを行い、事業者Bに対し損害賠償請求を実施することで回収する方法により、代替品の調達費用（募集に係る経費）は3割以下であることになる」と判断した法的根拠」についてもよろしくお願いします。
- 令和3年 12月17日 国への報告②
- 令和3年 12月24日 都農町から事業者B代表者Fに対し、通知書送付

- 令和4年 1月 5日 国への報告③
- 令和4年 1月18日 指定取消

6 指定取消後の都農町の対応

- 令和3年 12月16日 事業者説明会開催
- 令和4年 1月18日 指定取消
- 令和4年 1月20日 町長の直轄の部署として、副町長を室長とするふるさと納税支援対策室立ち上げ
 - ・返礼品取扱事業者よりヒアリング実施
 - ・生産者との協議実施
 - ・ふるさと納税制度に再参入するまでの仕組みを検討中
- 10月13日の募集停止日において、本件返礼品（発送済みも含む）は
 - ・総受付数（5万9708件）
 - ・事業者担当分（2万4308件）
 - ・都農町引継ぎ分（3万3600件）
 であり、事業者担当分については、令和3年12月15日に送付が完了している（事業者発送数合計2万6110件）。
- 国への報告書では、12月9日時点では
 - ・都農町引継ぎ分（3万3600件）
 - ・未送付（1万5216件）
 - ・送付済み（1万8384件）
 - ・代替品ウデスライス1kg、6000円（8694件）
 - ・同等品赤身肉切り落とし1.5kg以上7750円（1632件）
 - ・同等品赤身肉切り落とし1.5kg以上8000円（8058件）
 とされていた（なお、配送実績では送付済みが1万8373件）。
- このうち、未送付分（1万5216件）については、ふるさと納税係では事務処理ができないため、他部署から人を集めて行い、令和4年3月8日時点の状況は
 - ・還付処理希望（1万2028件）
 - ・代替品希望（3119件。うち未発送43件。）
 - ・処理決まらず（69件）
 となっており、すべての業務終了は令和4年度内を予定している。
- 未送付分への代替品は、事業者Cから調達費用3000円で調達した「宮崎牛赤身切り落としスライス（520g×1パック）である。
- 令和4年度予算案では、ふるさと納税寄附がゼロとなる影響で、予算総額は前年度比43.7%減となる86億8300万円となっている。

第3章 指定取消に至った原因、問題点

1 はじめに

本件の大きな原因の一つが、セール等により1日1万件を超える寄附が殺到したため、返礼品取扱事業者である事業者Bが発送予定期間内に返礼品の調達ができなくなったことであることは論を俟たない。

もっとも、仮に、都農町の主張するとおり、事業者Bから虚偽の在庫数及び在庫数の増加希望が伝えられたという事実があったとしても、令和3年10月13日の時点で新規募集は停止していたのであるから、問題は既に受け付けた返礼品の発送をどうするかに限定されていたといえる。

その時点で事業者Bから生産能力が1日350個が精一杯との話がなされた上で、10月20日の協議時に事業者B側から「返礼品を作らない、納めないとは言っていない」として「2か月程度で発送」とされている9月7日～9月15日分の寄附1万9000件の発送期限を11月いっぱいまで伸ばしてほしい旨の提案がなされていたにもかかわらず、都農町は事業者Bに対して（事業者Cへの）外部委託を強く提案し、これが拒否されると自ら申入書を作成して、返礼品業務の一部を引き取ったという流れになっているが、当時、事業者Bが業務を停止したわけでもなかったこと（また、真偽については疑義があるが、都農町が提出した発送実績では、事業者Bが1日7603個を発送した日もあること）からすれば、都農町が事業者Bの意見を踏まえて発送期限に固執しない柔軟な対応を取っていれば、相当程度発送が遅れることはあっても、事業者Bにより3割以内の返礼品が発送されていたであろうことは想像に難くない。

また、新規受付を停止した時点で、都農町が3割基準に合致する返礼品に変更したり、寄附金を還付する、3割基準に関する解釈の正当性が確認されるまでの間、返礼品の配送を止めたりする、等の武雄市のような対応をとってさえいれば、少なくとも3割基準の抵触による指定取消という事態は起こりえなかった以上、返礼品の発送業務の最終管理責任のある都農町や事業者Aを「事業者に騙された責任が全く無い被害者」とであると位置付けるのは適切ではない。

本検証においては、調達予定の返礼品の調達価格が寄附額の3割を超えることを知りながら、都農町において返礼品の発送業務を引き取り、3割を超える代替品及び同等品の発送を決定、発送を続けたという誤った選択をした原因について検討をする。

2 主な原因（3割基準に抵触しないとの判断および代替品・同等品の発送をするに至った判断について）

ア 原因

令和3年10月23日の町内協議にて「一時的に費用は立て替えるが、3割を

超える部分を請求することで、3割以下基準には反さない」と判断し、9月10日分（1万0360件）を引き取り、代替品（調達費用6000円）の発送を決定、10月30日から発送を開始することとなった動機は、楽天のセールにより1万0360件が1日に集まってしまった9月10日分の発送期限（入金確認後、2か月程度）が迫っていたこと、これをキャンセル処理することとなった場合に、都農町及び事業者Aによる還付事務が現実的に困難であること及びクレーム処理の煩雑さを回避するため、というものである。

なお、上記の協議の場には、町長、町職員①、町職員②及び事業者Aの4名がいたが、誰が「3割超える部分を請求することで、3割以下基準には反さない」との発想を考えたのかなどの詳細な経緯に関する回答はいずれからも得られなかった（但し、ヒアリングにおいて町長は「その点の最終責任は自分にある」との回答を行っている）。

イ 機会（監督機会の喪失）

代替品の発送をするには、予算の確保も含めた方針の庁内決裁が必要であるが、上記協議の場に町長、町職員①という決裁権者がおり、異を唱える者もなく全員一致で方針が決まったため、内部での牽制・監督機能が一切果たされなかった。

ウ 正当化

協議では、まず、都農町及び事業者Aの事務負担を考え「発送しない」「発送を一時止める」「3割以内での返礼品に変更」という選択肢が消えることになるが、この際に「寄附者及びふるさと納税制度に混乱を来さないことが必要」「寄附者には返礼品の発送を約束していることから、（期限に遅れないように）返礼品を発送する義務がある」との理由によりそれが正当化された。

その上で、代替品の発送が3割基準に抵触する可能性があることは理解しつつも、「3割を超える部分を請求することで、3割以下基準には反さない」と思い込むことで代替品の発送が正当化された（顧問弁護士の「（事業者Bに対する債務不履行に基づく）損害賠償請求をすることは可能である」との回答があったため、「3割基準の適合性につき顧問弁護士に相談することも思いつかなかった」と関係者が一様に述べている）。

加えて、前記のとおり、都農町においては、従前より寄附者からの苦情等に対し、協議会から同等品や代替品の発送をしており、その費用は3割ないし5割基準にかかる経費に含められていなかったことから、会計を別にすれば基準違反にならないとの安易な発想があったものと思われる（この点は、今回の代替品及び同等品の発送につき、3割以下の部分とそれを超える部分で支払先が異なることを理由に3割基準違反にならないのではないかと発送後において顧問弁護士に相談していることからもうかがうことができる）。

エ 第2章, 1, キないしコのとおり, 返礼割合3割基準については, 他の基準と比べてその定義は明確であって, 特に解釈に悩むようなものではない(顧問弁護士も3割基準違反の可能性の質問メールを受けた翌日には3割基準に抵触する旨の回答をしている)。

現に, 本件に至るまで, 都農町においては, 「返礼品等の調達に要する費用の額」とは「返礼品取扱業者に支払う金額」と解釈していたのであるから, それに従えば, たとえ3割超過分を事業者Bから回収できたとしても, 都農町が返礼品取扱業者(事業者C)に支払う金額が3割を超えることに変わりではなく, 3割基準に抵触することになることも明らかであったといえる。

しかも, 都農町の解釈によれば, そのような状況でも返礼品取扱業者から差額が回収できさえすれば「調達に要する費用の額」を実質無制限にすることができてしまう上, 結果的に事業者から賠償金が得られるか否かという偶然の事由により3割以下基準の該当性が決まる(しかも, 回収不能が確定するまでは基準に抵触しないというような都合のよい解釈を取り得る)ことになるのであるから, 指定制度の趣旨を没却するものであることも明らかであったといえる。

また, この当時, 都農町に先行して, 同様の返礼品の仕入額高騰による配送停止される事態が佐賀県武雄市でも起きていたところ, 同市では, 既に令和3年7月の時点で議論が尽くされた上で, 都農町のような解釈(臨時的な高額仕入れ)は3割基準に該当するために採用しないとの方針が決定されていた。

令和3年10月23日の町内協議の時点で, 都農町も武雄市の事案を把握していた以上, 都農町が返礼品取扱業者事業者Bから引き継いだ返礼品の提供期間の中に「入金確認後, 2か月程度で発送」するとしていた9月10日分(1万0360件)があったとしても, 3割基準に抵触する可能性がある以上, まずは発送の停止等の措置を講ずべきであったにもかかわらず, 都農町においては, ふるさと納税制度に関する基準の遵守よりも, クレーム対応・還付手続き等の自分たちの業務負担を軽減することを優先する判断を行い, とにかく寄附者への発送を急いだというものであり, コンプライアンスの意識が脆弱であったと言わざるを得ない(なお, 都農町は, 10月23日の協議の時点での武雄市に関する認識は「新聞沙汰になっている」, 「返礼品が送れなくなった」, 「数量を減らして発送している」ことのみであり, 対応等の詳細を調べるには至っておらず, 協議の際に話題にもならなかったとするが, 同じ状況に陥り新聞沙汰になっている他の自治体の存在を知りながら, 誰もその詳細を把握していなかったというのは理解困難である)。

オ 結論

以上のとおり, 本件は町長以下の関係職員及び事業者Aによるコンプライアンス違反の判断が原因であり, それがなければ指定取消はなかったものと言える。

3 その他の課題・問題点

上記2の主な原因に関連して、その他にも都農町のふるさと納税制度においては、以下のような問題点ないし課題がある。

ア 責任感・慎重さの欠如

○ 慎重な判断が求められていたこと

前記のように、都農町においては、地場産品基準違反に関する理解の違いから、当初指定期間が4か月に制限されるという状態からスタートしている。

当初指定を受けられなかった自治体もあった以上、基準に関する解釈については慎重な判断が求められていたにもかかわらず、本件では疑義が解消するのを待つことなく、代替品及び同等品の発送を開始しており、慎重さに欠けたものと言わざるを得ない。

○ 事業運営体制の不備

前記のとおり、都農町においては、外部委託の開始に伴い、ふるさと納税担当職員を減らし、返礼品取扱業務は外部に委託して、町は集めたお金をどう使うかに注力する旨の方針を取っていたところ、正職員2名と会計年度任用職員1名でふるさと納税業務受託事業者及び返礼品取扱事業者の対応をすることが困難であることは言うまでもない。

かかるふるさと納税業務全般に対する管理体制の不備は、都農町の名前で行うふるさと納税事業に対する根本的な責任感の欠如が認められる。

○ 無責任な信頼の連鎖

上記のように、ふるさと納税業務受託事業者及び返礼品取扱事業者に対する管理意識の不足により、結果として業務についてはふるさと納税業務受託事業者への丸投げに等しい状態となっていた。

そして、都農町から返礼品取扱業務等を委託された事業者Aも、事業者Bの商品等に関するクレーム対応等をしながらも、町が手続を経て決定した業者だからとの理由で、口頭連絡のみで漫然と調達予定在庫を増やしていっただけというものであり、その業務に都農町が期待した民間企業の優良な能力が活用された形跡はうかがわれない。

かかる無責任な信頼の連鎖が事態の悪化を招いたことは言うまでもない。

○ 内規やマニュアルが作られていない

最盛時、全国2位の寄附金を集めていたにもかかわらず、都農町においては、外部委託開始の前後を通じて、ふるさと納税事業に関しての「返礼品取扱事業者募集要項」があるのみで、内部での事業に関するマニュアルが作られていない（なお、外部委託前については存在したかも不明とのことであり、適切な引継ぎもなされていない）。

また、委託先との間のマニュアルもなく、少数の担当者が場当たりに事後

対応するだけの状態となっており、都農町において数十億単位の事業を行っている運営者としての意識があったのか疑問である。

イ リスク管理意識が不十分であった

都農町の管理体制が不十分であったとしても、ふるさと納税業務を行うにあたり、ふるさと納税業務受託事業者及び返礼品取扱事業者に関して生じうるリスクを想定し、その対策をしておくことで体制の不備をある程度は補うことは可能であるが、以下のとおり、都農町及び事業者Aにおいては、リスク管理も不十分であった。

○ 返礼品取扱事業者の信用性調査を行っていない

都農町においては、事業所が町内にあり、町税の滞納がなく、PL保険に加入すれば、それだけで返礼品取扱事業に参入できることとなっている。

都農町及び事業者Aにおいて事業所の信用性や履行可能性を確認することはなく、2年目以降はヒアリングすらせず、契約書を交わすのみである。

また、都農町では、返礼品取扱事業者が個人である場合と法人である場合とで、徴求する資料等を変えているが、本件では、個人事業主であった事業者Bが委託期間中に合同会社に組織変更しているが、都農町はその組織変更をしたこと自体を把握していない。

かかる事業者の善意に期待するのみの制度設計は、リスク管理意識が不十分であったと言わざるを得ない。

○ 返礼品の確認・調査や表示に関する検討を行っていない

前記のとおり、返礼品取扱事業者との間の契約書においては、都農町が公費で返礼品取扱事業者から返礼品を購入する形を採っている以上、本来は、購入した返礼品の品質検査を経て、寄附者に届けられるべきものといえる。

しかし、都農町では、返礼品の決定は事業者Aが事業者から聞き取ったチェックシートのみでなされ（事業者A及び都農町のいずれも製造現場や現物を確認していない）、しかも、町職員②のみの決裁で行えるようになっているが、そもそも町職員②において提案された返礼品につき拒否等をしたことすらないという、ほぼノーチェックと言える状態で決定がなされていた。

また、ポータルサイトでの募集表示についても、その表示の基準該当性等を確認することなく決裁をしており、これまで問題が起きなかったことが十分な確認をしないことを続けてしまったものと思われる。

なお、返礼品の品質や配送遅延等に対して寄附者から苦言が呈された都度、事業者への改善指導又は事業者からのお詫び品を贈呈する等の方法で対応することで返礼品の品質等の事後確認が行われるという方法（返礼品取扱事業者募集要領8その他の留意事項（1）に、取扱事業者は寄附者からのクレーム等があった場合には真摯に対応し解決に努めること、クレーム対応については都

農町は一切の責任を負わないとの記載がある) を取ることで、町購入品の品質や納入確認業務を果たしているとの意識であるのであれば、それらの意識が今回の返礼品配送遅れに対しても事業者の自己責任を追及することでしか対処できなかつた根源になっているともいえる。

○ 返礼品受付の上限が設定されていないこと

本件指定取消後に宮崎県が行った市町村への調査では、「取扱い返礼品数(種類)の上限設定」については「あり(上限数1000)」とする自治体が1あったほかは「なし」とされているが、「発送(在庫)状況の把握・管理」につき、ほとんどの自治体が「上限に近づいた場合は新規受付を停止する」との対応をとっているとの結果が示されている。

これに対し、都農町及び事業者Aは、月の在庫数(上限)を決めていたものの、事業者Bの方から在庫を増やしてくれとの申し入れがあったとしているが、そのような申し入れがなされた記録は見当たらなかった。

そもそも、在庫(調達可能数)が月7000件(1日あたり233個)で発送期限が1か月後とされていた令和3年9月5日の1日間で事業者Aは発送期限の徒過が生じることは明らかな1万1444件もの受付をしており、「上限を決めていた」と評価することもできない。

本来「〇か月程度で発送」するとしていた返礼品につき、事業者から発送期間の延期の申し入れがなされれば、それは想定外の状況になったというSOSのサインと考えるべきところ、都農町及び事業者Aにおいては、それを発送期間を延期してより多くの在庫を提供することを希望したと解釈していたことになるが、寄附の受付を止めて確定数をさばくだけの状況であればともかく、毎日新たに受付が来る状況では、月〇個の在庫が調達可能という管理方法自体に大きな欠陥があったと思われる。

ウ コンプライアンス意識の欠如

○ 募集要項や契約書と実際の運用が異なっている

都農町にはマニュアル等はなく、事業者向けに募集要項を発しているが、前記のとおり、募集要項や契約書における記載と実情が異なっている。

○ 独自ルールと称するものが何ら明文化されていない

都農町では、町内から返礼品を発送すること及び入金から1か月程度で発送することという独自ルールを定めて事業者にこれを遵守するよう求めていたとするが、募集要項や契約書にそのような記載はないし、その旨口頭で伝えたとの記録もない。

かえって、事業者Aによるチェックシート(返礼品の決定)では、前記のとおり「2か月程度で発送」と矛盾する記載があり、独自ルールの存在自体に疑義が生じるものである。

○ 顧問弁護士への相談体制が活用されていない

都農町では令和3年度から県外の法律事務所と顧問弁護士契約を締結しており、標準時間の制限等はあるが、電話やメールでの相談、zoomでの会議もできることになっている。

本件では、前記のとおり、都農町において3割基準抵触の可能性を認識していた以上、少なくとも顧問弁護士に「3割超過分を請求することで、3割基準に反しない」との判断の可否を相談することが望まれていたことは言うまでもない。

○ 議会へ十分な説明がなされていないこと

本件では、令和3年11月19日の全員協議会で議員から事業者Bの組織体制につき質問を受け、同月25日に町職員②がその回答をしているが、設立日及び資本金の額につき誤った回答をしている。事業者に連絡して聞いた答えをそのまま回答したとするが、登記簿を確認する意識もなく不正確な情報を議会に伝えている点は、議会の意義を軽視していると言われても仕方がない。

また、同月25日の臨時会において、議員から「返済を求めるということでしたが、取扱事業者が返済できないのであれば、自治体が肩代わりした返礼品を送ることになり、地方税法、ふるさと納税制度に反することにはならないのでしょうか」との質問を受けた町長が「本件につきましては、弁護士と相談の上、法的なことも総合的に勘案をした上で、このような対応をするということが最善ではないかという結論に達したというところでございまして、法的な解釈等については、専門家の助言をいただいている」との答弁をしている。

前記の事実経過記載のとおり、顧問弁護士に3割基準の相談を始めたのは、この議会の翌日26日からであるが、この点につき町長は本委員会でのヒアリングでふるさと納税制度全体につき相談していたので、3割基準についても相談していたものと思い込んでいた旨説明している。

この説明の可否はともかく、事前に事実確認した上で正確な答弁をするべきであったと思われる。この点の影響は軽視できない。

○ 議会のチェック機能が不十分であったこと

全員協議会及び臨時会開催の時点では、武雄市の方針もすでに決まっておおり、報道もされていたにもかかわらず、議会ではこの点に関する議論がほとんどなされず、協議会への1億7700万円の補助金支出が承認されている。

上記のとおり、弁護士に相談済みとの町長の答弁を受けていることや、この時点で配送を止めても国の指定取消という結果は変わらなかったものの、町の無理な解釈及びそれに基づく1億7700万円の税金の協議会への「補助金」支出を議会において安易に追認したことは遺憾である。

4 総括

泉佐野市ふるさと納税事件に関する大阪高裁判決は、「ふるさと納税制度が、もともと寄附者の住所地の地方団体の減収をもたらすものであるという問題を含んだ制度である上、これに返礼品競争が加わることにより、地方団体全体の財源の総額の増加は見込まれないのに、返礼品の調達費用を含む募集経費として、そこから流出する金額がますます増加し、結果として本来の特色ある事業など公の支出に充てることができる総額も減少するという事態を招くもので、これを根本的に是正するには、本件制度の廃止か、返礼品の禁止という措置を採るほかないものである」としており、もともと多くの問題を含む制度である。

平成19年10月に出された「ふるさと納税研究会報告書」でも、「寄附を集めるため、地方団体が寄附者に対して特産品などの贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者などに対して個別・直接的な勧誘活動を強く行うなど、「ふるさと納税」制度を濫用する恐れへの懸念が示されていたが、「このような事態は基本的には各地方団体の良識によって自制されるべきものである」とされていた。

都農町においては、指定制度の導入後にふるさと納税業務の外部委託を開始しているが、その理由は、寄附額の伸びが鈍化する中、自治体間での奪い合いに対し、民間企業並みの市場競争力を求めたもので、その判断にふるさと納税研究会が期待していた良識による自制よりも競争力を求めてしまった意味でその方向性に問題があったと言わざるを得ない。

今回の指定取消の原因となった違反は、1事業者のわずか1品目であり、それにより2年間にわたり貴重な税収が得られなくなる点で同情すべき面もあるが、都農町においては、制度開始前にも基準違反をして（結果的に虚偽報告となっている）、指定期間が制限されていたものであるから、より慎重な制度運営が求められていたものである。

また、本件における1品目についても、都農町が3割基準に違反する可能性を認識した上で、「3割超過分を請求すれば、3割基準には違反しない」との何ら裏付けのない安易な発想で、もっぱら都農町及び事業者Aの事務負担の軽減を意図して事業者から引き継ぎ、議会の議決を得る前に代替品・同等品の発送を開始し、県からの指摘を受けても発送を止めることをせず（最終的には1万8384件を発送）、しかも、代替品及び同等品を発送した寄附者のうち、苦情申し立てがなされた寄附者に対しさらに返礼品を発送しているというものであり、決して事態を軽視すべきではなく、この点を決定し遂行した行政上の責任についても、指定取消の結果に至ったものであり、軽いものではないと判断せざるを得ない。

委員の個別補足意見

意見1 ふるさと納税制度自体の課題について（ふるさと納税制度への寄附者の法的認識の違いとクレーム対応への自治体の苦慮）

ふるさと納税制度とは、個人が地方税法第37条の2第2項及び同法第314条の7第2項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について同法第37条の2第1項及び同法第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除を適用するという「特例控除対象寄附金制度」であり、この制度の目的としては、「ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とすることを趣旨として」（2008年（平成20年）の地方税法改正によって）創設されたものである。この制度設計の根幹には「返礼品制度」は含まれていない。

ふるさと納税の「返礼品制度」は、2014年（平成26年）頃から、各地方自治体が我が自治体への寄附を集めようという意図で返礼品を事前公表するようになり、寄附者の意識として「ふるさと納税をすれば返礼品がもらえるという制度」に変容していったと評されている。

返礼品に関する法的な認識は、寄附者の多くの認識においては、「返礼品がもらえるから」又は「税額控除が受けられるから」特定の地方自治体に寄附をするという動機付けから始まる寄附行為であり、返礼品がもらえるという動機は、自治体も承知した事情であるから、「返礼品がもらえる」ということは地方自治体への寄附行為＝贈与契約の内容となるものであり、地方自治体が「返礼品を与える」という義務を「対価」として負わないものの（対価とすると寄附は贈与ではなく売買行為となる可能性が出てくる）、「負担」として負うべきものであるとして、地方自治体の返礼品義務が負担となった「負担付贈与契約」であると考えているようであり、実際の返礼品クレームの中には返礼品について売買商品の瑕疵担保責任を追及するかのごとき内容のものもある。

それに対して、本来のふるさと納税制度は、法的には総務省から「制度適用地方自治体として認定」されて、初めて始まるものであり、しかも制度的な本来の法律上の効果は、「税額の控除がある」だけであり、返礼品制度で付加された相互の寄附贈与関係は、本来寄附納付者からの寄附又は贈与の見返りとして始まる関係ではなく、まず、制度適用自治体として認定された地方自治体が、且つ返礼品制度を有する自治体が、本来、道徳的なレベルでの「気持ちとしての御礼の品」として用意しているにすぎないものとして始まるものであり、本来、課税に対して返礼品を交付するのは税法上許されるものではないので、ふるさとの自治体への納付は税ではなく「寄附金」とした制度なので、予め税法改正で定めた要件の範囲内での返礼を適法としたにすぎず、要件に反した返礼は税法上も許され

ないものであり、寄附者も要件の範囲を超える請求はできなくなるという性質の制度であると理解される（この趣旨は、最高裁令和2年6月30日判決（泉佐野市ふるさと納税事件）の宮崎裕子裁判官の補足意見に示されている）。

その意味では、寄附を受ける地方自治体のふるさと納税の返礼品の公表は、その表示に「希望の品をお送りできない場合や代替品をご連絡する場合もある」等の特定物の贈与契約ではないことを示す表示例があるように、返礼品贈与契約の勧誘であり、寄附者の寄附は返礼品の贈与を受ける申込にすぎないと考えらるべきである。かかる観点からは、返礼品を公表どおりに返礼できない場合には、贈与契約を成立させずに寄附金を返還するか、他の代替品返礼品での寄附に促すかの方策は地方自治体で任意に判断することは可能である制度と捉えるべきであり、地方自治体が当該返礼品に拘束されるものではないと考えるべきである。

しかしながら、都農町の当時の法的認識は、前者の寄附者の多くの認識である「負担付贈与契約」として寄附金を受けた地方自治体は返礼品を送付する法的義務に拘束されるという認識でいたようであり、寄附者からのクレーム対応もかかる認識で対応していたことから、対応に苦渋しており、5割要件や3割要件に違反するような対応を行わざるを得なかった面が窺える。

この点、都農町職員等のふるさと納税返礼品に関する法的認識が十分でなかった点が今回の問題の遠因として考えられる。

*宮崎裕子裁判官の補足意見

「もし地方団体が受け取るものが税なのであれば、地方団体がその対価やお礼を納税者に渡す（返礼品を提供する）などということは、税の概念に反しており、それを適法とする根拠が法律に定められていない限り、税の執行機関の行為としては違法のそしりを免れないことは明らかであろう。他方で、地方団体が受け取るものは寄附金であるとなれば、地方団体が寄附者に対して返礼品を提供したとしても、返礼品は、提供を受けた個人の収入金額と認識すべきものにはなるが、納税の対価でも納税のお礼でもなく、直ちに違法の問題を生じさせることにはならない。」

「地方税法改正法は、同制度に基づいて地方団体が受け取るものは寄附金であるという前提も維持したまま、返礼品の提供を法令上正面から適法なものとして容認したもの（返礼品の提供自体が、例えば税の対価であるなどとして違法視されるべき理由はないと考えていたことを確認し明確化したもの）と言える。」

意見2 適正な体制と手続きの下に再出発できるように体制準備すること

多くの地方自治体が、少子高齢化社会の人口減少化と福祉行政推進費用等の増大化によって、税収が伸び悩み苦慮している中で、現町長を始めとする都農町の関係職員のふるさと納税事業への取り組み、具体的には、寄附獲得のための大手仲介サイトとの連携、返礼品の情報発信の強化（返礼品の品数を充実させる努力

や返礼品の魅力を引き出す写真の作成等)、地元業者との商品開発の促進等により、寄附額において全国高順位の数十億円規模の事業成果を出したことは、都農町全体の活性化につながるもので、高い評価をすることができるものである。

また、ふるさと納税事業で得た寄附により、定住促進奨励事業、高校生就学支援事業、高齢者在宅生活支援事業、肉用牛生産基盤強化対策事業、商工業振興対策事業、小中学校内ネットワーク整備委託事業、企業立地促進奨励事業、子育て応援手当、子ども医療費無償化事業、プレミアム付き商品券事業、定住住宅リフォーム助成事業等を実施し、社会福祉の充実や町の活性化のための素晴らしい地方行政施策を実現しており、その意味での町長及び都農町の関係職員の貢献は大きいものである。

そのような取り組みの中、今回の不十分な検討のまま行った誤った判断で、総務省の指定取消しを受けたことは、残念としか言いようがない。

都農町には、全国に発信できる魅力的な地場産商品が多数あるのであるから、今後、総務省の指定を受けるべき時期に至った際には、今回の問題点を省みて改善した上で、適正な体制と適正な手続きの下に再出発し、改めて、充実した地方行政施策を実施することを大いに期待するものである。

第4章 提言(改善策)

そもそも、地方公共団体が行うふるさと納税事業において、民間企業のようなリスクを負担する必要はないし、規制がなく苛烈な返礼品競争がなされていた時代であればともかく、指定制度が導入された現時点においては、寄附額や全国順位に踊らされることなく、制度の趣旨に従った返礼品を確実に提供することが最優先とされることは言うまでもない。

しかし、現状の制度設計を見る限り、都農町及び委託先においては、返礼品競争があった時代のままの感覚であると言われても仕方がないし(これは「訳あり」としていた類似品を本件返礼品については削除していることや、上限がないに等しい受付をしておきながら「数量限定」と表示して早急の寄附納付を求めるかのような宣伝をしているような姿勢からもうかがうことができる)、数十億円規模にわたるふるさと納税事業を営む人的組織的な能力及び体制があるかについては今後十分な検討が行われるべきである。

2年間の指定取消により、問題を起こしていない多くの事業者に大きな影響が及ぶこと、都農町はもとよりふるさと納税業務受託事業者においても、ふるさと納税制度全体の信用を大きく揺るがした責任を強く自覚し、二度とこのようなことが起きないように、何よりもコンプライアンスを最優先するよう全体の意識を改めるとともに、都農町においては、適切なふるさと納税業務受託事業者の選択をも含めたリスク管理体制を構築すべきである。

なお、都農町においては、既に再発防止策として下記の点を発表している。

記

「今回の事案発生を真摯に受け止め、より一層の体制強化を図ります。具体的には、再発防止策として次のことに取り組みます。

- (1) 事業者の審査：本町ふるさと納税取扱事業者として新規登録する際、事業者の規模（人員数や供給能力等）の確認、詳細な事業内容のヒアリングを実施し、事業者としての適正性を判断する。
- (2) 返礼品の審査：返礼品の審査においては、調達費用の設定や地場産品基準の確認には細心の注意を払うとともに、設定寄附額に係る提案調達費用の妥当性や配送期間の履行可能性を確保する。
- (3) 管理監督：管理監督として、運用中における配送遅延などの諸問題が発生した場合には、現地立ち入り検査やヒアリングを実施し、改善が見込まれない場合には、返礼品の取扱いの一時停止を検討する。また、今回の事案のように寄附申し込みが集中する場合には、次事業者の供給能力を的確に把握及び確認した上で、新規寄附受付を停止する等の対応も検討する。

本委員会としては、上記発表内容も踏まえて、都農町のふるさと納税制度及びその運用の見直しについて、次のとおり提言する。

○ 都農町全体の意識改革と適正な事務の遂行

まずは、ふるさと納税事業という数十億円単位の事業運営を行っているとの基本的認識を強く持つこととともに、町長以下の管理職においてコンプライアンスの意識改革が図られるべきであり、かつ、職員に対しても、コンプライアンス研修・リスクマネジメント研修を実施することが必要である。

また、都農町ふるさとづくり事業推進協議会を窓口にした経費支出については、ふるさと納税事業に関する経費には算定されないとの誤った判断がなされた経緯があるため、事業の透明性の確保、適正な事業の遂行という観点から再検討が必要である。

○ 組織体制等

① 都農町の人的体制の強化

前記のとおり、都農町では、外部委託の開始に伴い、ふるさと納税担当職員を減らし、町は集めたお金をどう使うかに注力する旨の方針を取っているため、ふるさと納税業務受託事業者及び返礼品取扱事業者に対する管理を想定していないが、このような状態では同じことを繰り返す可能性が高いため、上記方針の当否の検討に加えて、管理を行う場合はそれにふさわしい人員配置をする必要があ

る。

② ふるさと納税業務受託事業者の選定に際し、入札等の導入を検討すること

ふるさと納税業務受託事業者の選定に関しては、都農町の直営時代から関与していた会社の関連会社として設立された都農町内の会社への随意契約で行われているが、選定の透明性の確保や業務の履行能力を具体的に検討するためにも、可能であれば入札等の選定方法を検討する必要がある。

なお、本件では、ふるさと納税業務受託事業者との契約に際し、保証金を免除しているが、ふるさと納税業務受託事業者の業務遂行において債務不履行が生じる可能性もあることからすれば、数十億円の事業規模のある委託であれば保証金の確保も必要となると思われる。

○ 運営体制等

① 内規、マニュアルの策定、ヒアリングの書式等の作成

前記のとおり、都農町ではマニュアル等もなく、今回の本委員会における検証に際し、当初の業務手順の把握から困難が生じた。

リスク管理の観点や、内部及びふるさと納税業務受託事業者・返礼品取扱事業者との間での手続の透明性・トラブル防止の観点からも、ふるさと納税事業の手続や手順を再度見直し、内規・マニュアル・書式を作成することが必要である。

また、トラブルが生じた場合の対応手順のマニュアルについても同様に必要である。

② リスクを取らない形での募集の上限設定及び在庫管理の徹底

季節的な理由で在庫数が限定される返礼品と、一定の配送期間があれば生産可能な返礼品があると思われるが、今回のような事態を招かないために、現地・現物確認を含めた在庫管理の徹底、及び在庫以上の受付をしない形での上限設定がなされるべきである。

また、発送期間の延期の判断についても、その理由や解消方法についての精査がなされる必要がある。

③ ふるさと納税業務受託事業者の運営体制及び運営能力、返礼品取扱業者の履行能力の確認方法の見直し

前記のとおり、同じ違反を繰り返さないためにも、在庫管理の徹底や上限設定ができるふるさと納税業務受託事業者を選定する必要がある。

また、返礼品提供事業者を登録する場合は、これまで求めていた書類に加えて、可能な限りで信用性や履行能力に関するヒアリングも行い、返礼品の基準や調達、製造等に関わる法令遵守に関する誓約書の提出を求める（併せて虚偽の報告、重大な法令・基準等の違反は登録を取り消した上で、一定期間登録を不可とするなどの罰則を定める）など、適切な在庫を設定するための履行能力の確認に

努める必要がある。

さらに、登録後も定期的な現地確認やモニタリングを行う必要がある。

④ 返礼品の品質等の確認と採用手続きの見直し

返礼品の審査については、これまでのふるさと納税業務受託事業者による電話聞取りと町職員②の決裁ではなく、返礼品の審査決定に係る審査担当員等を増やし、返礼品採用におけるチェック機能を強化する。

また、地場産品基準の適合性や品質（本件で言えば、宮崎牛1.5kgを2840円で調達できるのかなど）、返礼品取扱事業者において適切な利益が得られているかなどの点につき、チェックシートへの形式的な記載だけではなく、裏付けとなる資料の提出を求めたり、必要に応じて現場確認、現物確認を行うなどして、提供されている返礼品自体に関する疑義が生じないよう検品に代わりうる措置を講じる必要がある。

⑤ 町の記録をその都度きちんとした形で残すこと

今回の検証作業においては、提出された資料につき、作成日・作成者・発言者等不明なものが多く、再度担当者に確認しないと明らかにならない資料もあり、客観的な事実関係の把握から困難が生じた。

ふるさと納税業務に限る話ではないが、報告書や内部協議文書等は、相手方が文面上だけで理解できる形式が取られるべきであり、いわゆる六何の原則での報告内容に努め、かつ作成日及び作成者を明示した記録で保存しておくべきである。

⑥ 法的疑義が生じた場合の、国や県、顧問弁護士への速やかな確認及び適法性が確認されるまでの間の業務停止の方向での対応の検討

今回の都農町の対応の残念な点は、武雄市の前例を知った上で、10月23日の協議の時点で3割基準に抵触する可能性があるとの認識を有していたこと、及び県からも法的疑義がある旨指摘された、にもかかわらず、それらの十分な確認と検討を経ないまま、3割基準を超過する返礼品を早々に発送及び発送を継続した点である。

最終的な判断を行う国やその窓口となる県への照会を行うべきことは当然のこと、今後は、自分たちに有利な判断を断片的に求める形で顧問弁護士に相談するのではなく、不利な意見が出るのが想定される場合であっても、法的疑義が生じた場合には、速やかにすべての情報を提供した上で相談をする姿勢が求められる。

都農町の記録を見ると、「スピード感」を重視する風潮が感じられるが、それもコンプライアンスの遵守に優先されるものではない。行政においては、違法な行政行為は許されないものであるから、適法か否かの判断に疑義が生じる場合には、当該行為を行うことはできず、適法であることの確認がなされるまでは判断

をしない（停止する）という基本を認識する必要があると思われる。

以上、提言する次第である。

以 上

都農町ふるさと納税第三者検証委員会 委員一覧

委員長（弁 護 士） 近 藤 日 出 夫

委 員（都農町代表監査委員） 古 吉 信 生

委 員（弁 護 士） 松 岡 孝 浩

委 員（弁 護 士） 近 藤 央 国

